２０２６年８月

お客さま各位

青木信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、預金規定の一部を改定させていただくこととなりました。

今後とも「青木信用金庫」をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１．今回改定する規定

- 当座勘定規定（一般用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 総合口座取引、普通預金(決済用普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金共通規定

２．改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

３．改定の概要

手形・小切手の全面電子化に対応するため、次の項目を改定します。

- 他行（青木信用金庫以外の金融機関）を支払場所とする手形・小切手の預金入金扱いを終了いたします。
- 手形・小切手の最終振出期限を 2026 年 12 月 31 日とさせていただきます。最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。
- 詳しい変更点は別紙をご覧ください。

以　　上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

下線部分が改定箇所です

改　定　後	改　定　前
第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省　　略	第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省　　略
第７条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 (3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の払戻請求書に記名し、届出または登録の印章により押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示がない場合には、取引を行うことはできません。	第７条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 (3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の払戻請求書に記名し、届出または登録の印章により押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示がない場合には、取引を行うことはできません。

改　定　後	改　定　前
第 8 条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026 年 12 月 31 日までに振り出してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 12 月 31 日までに振り出された手形であることを確認してください。 (3)前 2 項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 省　　略	第 8 条(手形、小切手用紙) (1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)前 2 項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 (4)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 省　　略
第 17 条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 12 月 31 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第 17 条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
第 18 条(線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、	第 18 条(線引小切手の取扱い) (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

改　定　後	改　定　前
2026 年 12 月 31 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 省　　略	(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 省　　略
約束手形用法 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 省　　略	**約束手形用法** 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 省　　略
為替手形用法 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。	**為替手形用法** 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

改　定　後	改　定　前
2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。	2. 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
省　　略	省　　略
小切手用法	**小切手用法**
1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。	1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026 年 12 月 31 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
以下省略	以下省略

「当座勘定規定（専用約束手形口用）」新旧対照表

下線部分が改定箇所です

改　定　後	改　定　前
第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省　　略	第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 省　　略
第７条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、2026年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。	第７条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。
第８条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年12月31日までに振り出してください。	第８条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。

改　定　後	改　定　前
(2)当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (3)手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4)専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙は、その支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	(2)当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。 (3)手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4)専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙は、その支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
省　　略	省　　略
第 15 条(振出日、受取人記載もれの手形) (1)手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 12 月 31 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第 15 条(振出日、受取人記載もれの手形) (1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
省　　略	省　　略
約束手形用法 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名な	**約束手形用法** 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名な

改　定　後	改　定　前
つ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 以下省略	つ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 以下省略

「総合口座取引、普通預金（決済用普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定」新旧対照表

下線部分が改定箇所です

改　定　後	改　定　前
1.（本規定の適用範囲） (1)本規定は、総合口座・普通預金（決済用普通預金を含みます。）・納税準備預金・貯蓄預金に共通して適用されます。 ただし、個別の預金取引規定（総合口座を含みます。）に別途定めがある場合は、その規定が適用されます。 (2)本規定では、前項各預金（総合口座を含みます。）については単に「預金」と表記します。	1.（本規定の適用範囲） (1)本規定は、総合口座・普通預金（決済用普通預金を含みます。）・納税準備預金・貯蓄預金に共通して適用されます。 ただし、個別の預金取引規定（総合口座を含みます。）に別途定めがある場合は、その規定が適用されます。 (2)本規定では、前項各預金（総合口座を含みます。）については単に「預金」と表記します。
2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の取立手数料をいただきます。
以下省略	以下省略